

甲斐市建設工事執行規則（平成16年甲斐市規則第110号）新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第4条（略） （請負者の資格）</p> <p>第5条 工事の請負者は、<u>法第3条第1項の規定による許可を受けた者で、<u>法第27条の23第1項の審査を受けたもの</u></u></p> <hr/> <p>_____とする。</p> <p>（予定価格及び最低制限価格調書）</p> <p>第6条（略）</p> <hr/> <p>第7条 削除</p> <p>第8条・第9条（略） （契約書等）</p> <p>第10条 契約担当者は、工事の請負契約（以下「<u>請負契約</u>」という。）を締結しようとするときは、<u>財務規則第158条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、記載の必要のない事項については、その記載を省略することができる</u></p> <hr/> <p>一。</p> <p>(1) <u>工事名</u></p> <p>(2) <u>工事場所</u></p> <p>(3) <u>工期</u></p> <p>(4) <u>請負代金額</u></p> <p>(5) <u>工事を施工しない日及び工事を施</u></p>	<p>第1条～第4条（略） （請負者の資格）</p> <p>第5条 工事の請負者は、<u>法第3条_____の規定による許可を受けた者で、<u>甲斐市建設工事指名競争入札参加者の資格及び選定要綱（平成16年甲斐市告示第76号）第2条の要件を備えた者とする。</u></u></p> <p>（予定価格及び最低制限価格調書）</p> <p>第6条（略） （指名競争入札参加者への通知）</p> <p>第7条 <u>契約担当者は、財務規則第188条の規定により指名競争入札に付そうとするときは、入札通知書（様式第2号）により、その指名する者に通知するものとする。</u></p> <p>第8条・第9条（略） （契約書等）</p> <p>第10条 契約担当者は、工事の請負契約_____を締結しようとするときは、<u>財務規則第158条の規定にかかわらず、<u>工事請負契約書（様式第5号）によるものとし、財務規則第160条第1項の規定により請書を徴するときは、同条同項の規定にかかわらず、工事請書（様式第6号）によらなければならない。</u></u></p>

新	旧
<p><u>工しない時間帯</u></p> <p><u>(6) 契約保証金に関する事項</u></p> <p><u>(7) 支払条件に関する事項</u></p> <p><u>(8) 解体工事に要する費用等</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、財務規則第160条第1項の規定により請書を徴する場合に準用する</u></p> <hr/> <p>3 <u>請負契約に係る</u> <u>契約条項は、この規則に基づき市長が別に定める甲斐市建設工事標準請負契約約款に準拠するものとする。</u></p> <p>第11条 (略) (履行保証保険及び工事履行保証)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定による履行保証保険契約及び工事履行保証契約による保証は、次に掲げる者による請負契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p><u>(1) 請負者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</u></p> <p><u>(2) 請負者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</u></p> <p><u>(3) 請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により</u></p>	<p>2 <u>契約担当者は、財務規則第171条の規定により、請負契約の内容を変更しようとするときは、工事請負変更契約書（様式第7号）又は工事変更請書（様式第8号）によらなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項に規定する建設工事請負契約書の契約条項は、この規則に基づき市長が別に定める甲斐市建設工事標準請負契約約款に準拠するものとする。</u></p> <p>第11条 (略) (履行保証保険及び工事履行保証)</p> <p>第12条 (略)</p>

新	旧
<p><u>選任された再生債務者等</u> (権利義務の譲渡等)</p> <p>第13条 請負者は、<u>請負契約</u>により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ書面により契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 請負者が前払金の使用や部分払等によってもなお請負契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、契約担当者は、特段の理由がある場合を除き、請負者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。</u></p> <p><u>4 請負者は、前項の規定により第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を当該債権に係る請負契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、また、当該資金の用途を疎明する書類を契約担当者に提出しなければならない。</u></p> <p>第14条～第16条 (略) (着工)</p> <p>第17条 請負者は、<u>請負契約締結</u>後直ちに工事に着手しなければならない。ただし、契約担当者が指示した場合又は契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。 (工程表の提出)</p> <p>第18条 請負者は、第10条第1項又は第2項の規定により<u>請負契約を締結した</u>ときは、<u>請負契約締結</u>後7日以内に設計図書に</p>	<p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第13条 請負者は、<u>契約</u>により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ書面により契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条～第16条 (略) (着工)</p> <p>第17条 請負者は、<u>契約締結</u>後直ちに工事に着手しなければならない。ただし、契約担当者が指示した場合又は契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。 (工程表の提出)</p> <p>第18条 請負者は、第10条第1項又は第2項の規定により<u>契約を締結した</u>ときは、<u>契約締結</u>後7日以内に設計図書に</p>

新	旧
<p>基づく<u>工程表</u> _____ を作成し、契約担当者に提出しなければならない。その変更のあったときも同様とする。ただし、請負代金額が130万円未満のものについては、この限りでない。</p> <p>(監督員)</p> <p>第19条 契約担当者は、監督員を定めるときは、請負者に _____ 通知しなければならない。その変更のあったときも同様とする。</p> <p>2 監督員は、契約書の条項に定めるもの及び契約担当者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。</p> <p>(1) <u>請負契約</u>の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(現場代理人及び技術者)</p> <p>第20条 請負者は、現場代理人並びに工事現場における _____ 主任技術者(法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。)又は監理技術者(同条第2項に規定する監理技術者をいい、同条第3項ただし書の規定により監理技術者補佐(監理技術者の行うべき法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者をいう。)を置いたときにあつては、監理技術者補佐を含む。)及び法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(以下これらを総称して</p>	<p>基づく<u>工程表(様式第11号)</u> _____ を作成し、契約担当者に提出しなければならない。その変更のあったときも同様とする。ただし、請負代金額が130万円未満のものについては、この限りでない。</p> <p>(監督員)</p> <p>第19条 契約担当者は、監督員を定めるときは、請負者に対して<u>監督員通知書(様式第12号)</u>により通知しなければならない。その変更のあったときも同様とする。</p> <p>2 監督員は、契約書の条項に定めるもの及び契約担当者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。</p> <p>(1) <u>契約</u> _____ の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(現場代理人及び技術者)</p> <p>第20条 請負者は、現場代理人並びに工事現場における <u>法第26条第1項に規定する主任技術者(同条第2項の規定に該当する場合には監理技術者)</u> _____ _____ <u>及び法第26条の2に規定する技術者</u> _____ _____ (以下これらを総称して</p>

新	旧
<p>「技術者」という。)を定め、<u>その旨を</u> <u>書面</u>により 契約担当者に通知しなければならない。 その変更のあったときも同様とする。</p> <p>第21条～第23条 (略)</p> <p>(設計図書に適合しない場合の改造義務、破壊検査等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 監督員は、請負者が第22条第2項若しくは<u>前条第1項</u>から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は請負者の負担とする。</p> <p>(条件変更等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(履行期限の延期)</p> <p>第26条 請負者は、財務規則第170条の規定により履行期限を延期する場合は、あらかじめ契約担当者に對し、<u>延長する日数及び理由を記載した書面</u>によりその承諾を求めなければならない。</p> <p>第27条～第35条 (略)</p> <p>(完成届、完成検査、工事目的物の引渡し等)</p> <p>第36条 請負者は、工事を完成したときは、契約担当者に對し、<u>その旨を書面により届け出なければならない</u>。</p>	<p>「技術者」という。)を定め、<u>現場代理人及び技術者通知書(様式第13号)</u>により契約担当者に通知しなければならない。 その変更のあったときも同様とする。</p> <p>第21条～第23条 (略)</p> <p>(設計図書に適合しない場合の改造義務、破壊検査等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 監督員は、請負者が第22条第2項若しくは<u>第23条第1項</u>から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は請負者の負担とする。</p> <p>(条件変更等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(履行期限の延期)</p> <p>第26条 請負者は、財務規則第170条の規定により履行期限を延期する場合は、あらかじめ契約担当者に對し、<u>工期延期願(様式第14号)</u>によりその承諾を求めなければならない。</p> <p>第27条～第35条 (略)</p> <p>(完成届、完成検査、工事目的物の引渡し等)</p> <p>第36条 請負者は、工事を完成したときは、契約担当者に對し、<u>完成届(様式第15号)</u>により届け出なければならない。</p>

新	旧
<p>2 契約担当者は、前項の規定による届出があったときは、当該届出のあった日から起算して14日以内に工事の完成を確認するための検査を完了し、請負者に対し、<u>その検査の結果を</u> <u>通知しなければならない。</u></p>	<p>2 契約担当者は、前項の規定による届出があったときは、当該届出のあった日から起算して14日以内に工事の完成を確認するための検査を完了し、請負者に対し、<u>完成検査結果通知書（様式第16号）により</u> <u>通知しなければならない。</u></p>
<p>3・4 （略）</p>	<p>3・4 （略）</p>
<p>5 契約担当者は、第2項の規定による検査により工事の完成を確認した後、請負者が<u>工事目的物を引き渡す旨を書面により</u> <u>届け出た</u>ときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。</p>	<p>5 契約担当者は、第2項の規定による検査により工事の完成を確認した後、請負者が<u>工事目的物引渡届（様式第17号）を提出した</u> <u>ときは</u>、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。</p>
<p>6 契約担当者は、請負者が前項の規定による<u>届出をしない</u> <u>ときは</u>、請負代金の支払の完了と同時に当該工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合において、請負者は直ちにその引渡しをしなければならない。</p>	<p>6 契約担当者は、請負者が前項の規定による<u>工事目的物引渡届を提出しない</u> <u>ときは</u>、請負代金の支払の完了と同時に当該工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合において、請負者は直ちにその引渡しをしなければならない。</p>
<p>7 請負者は、工事が第2項の規定による検査に合格しないときは、直ちに修補し、契約担当者に<u>その旨を届け出て</u> <u>再検査を受けなければならない。</u></p>	<p>7 請負者は、工事が第2項の規定による検査に合格しないときは、直ちに修補し、契約担当者に<u>手直し完了届（様式第18号）を提出して</u> <u>再検査を受けなければならない。</u></p>
<p>8 第2項から<u>第6項</u>までの規定は、前項の再検査について準用する。この場合において、これらの規定中「工事の完成」とあるのは「修補の完了」と読み替えるものとする。 （部分使用）</p>	<p>8 第2項から<u>第5項</u>までの規定は、前項の再検査について準用する。この場合において、これらの規定中「工事の完成」とあるのは「修補の完了」と読み替えるものとする。 （部分使用）</p>
<p>第37条 （略）</p>	<p>第37条 （略）</p>
<p>（前金払及び中間前金払）</p>	<p>（前金払_____）</p>
<p>第38条 （略）</p>	<p>第38条 （略）</p>

新	旧
2 (略)	2 (略)
<p>3 <u>財務規則第58条の規定にかかわらず、請負者は、前金払を受けようとするときは、契約担当者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書により請求しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>請求金額</u></p> <p>(2) <u>請求年月日</u></p> <p>(3) <u>工事名</u></p> <p>(4) <u>請負代金額</u></p> <p>(5) <u>前払率</u></p> <p>(6) <u>請求限度額</u></p> <p>(7) <u>現金で支払を受けようとする場合はその支払店舗名</u></p> <p>(8) <u>その他必要な事項</u></p>	<p>3 <u>請負者は</u> <u>_____、前金払を受けようとするときは、契約担当者に対し、前金払請求書(様式第19号)</u> <u>_____により請求しなければならない。</u></p>
4～6 (略)	4～6 (略)
<p>7 第2項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、同項の前払金に追加して、請負代金額の10分の2以内について前金払をすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>7 第2項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に_____該当する場合には、同項の前払金に追加して、請負代金額の10分の2以内について前金払をすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>工事の請負契約締結の際に、財務規則第69条の規定による部分払を受ける旨を選択していないこと。</u></p>
(2) (略)	(3) (略)
8 (略)	8 (略)
<p>9 <u>財務規則第58条の規定にかかわらず、請負者は、中間前金払を受けようとするときは、契約担当者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書により請求</u></p>	

新	旧
<p><u>しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>請求金額</u></p> <p>(2) <u>請求年月日</u></p> <p>(3) <u>工事名</u></p> <p>(4) <u>請負代金額</u></p> <p>(5) <u>現金で支払を受けようとする場合はその支払店舗名</u></p> <p>(6) <u>その他必要な事項</u></p> <p>10 <u>第5項及び第6項</u>の規定は、中間前金払について準用する。この場合において_____、第5項中「第3項」とあるのは「<u>第9項</u>」と、「前金払」とあるのは「<u>中間前金払</u>」と、第6項中「前金払」とあるのは「<u>中間前金払</u>」と、「できる」とあるのは「<u>できる</u>。この場合において、請負者は、あらかじめ、第8項の規定の例により認定を受けなければならない」と読み替えるものとする。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 (略)</p> <p>(保証契約の変更)</p> <p>第39条 請負者は、<u>前条第6項（同条第10項において準用する場合を含む。）</u>の規定による請求をする場合は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を契約担当者に寄託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 契約担当者は、前払金額の変更を伴わ</p>	<p>9 <u>第3項、第5項及び第6項</u>の規定は、中間前金払について準用する。この場合において、<u>第3項中「前金払を」とあるのは「中間前金払を」と、「前金払請求書（様式第19号）」とあるのは「中間前金払請求書（様式第20号）」と、第5項中「第3項」とあるのは「<u>第9項において準用する第3項</u>」と、「前金払」とあるのは「<u>中間前金払</u>」と、第6項中「前金払」とあるのは「<u>中間前金払</u>」と、「できる」とあるのは「<u>できる</u>。この場合において、請負者は、あらかじめ、第8項の規定の例により認定を受けなければならない」と読み替えるものとする。</u></p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(保証契約の変更)</p> <p>第39条 請負者は、<u>前条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）</u>の規定による請求をする場合は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を契約担当者に寄託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 契約担当者は、前払金額の変更を伴わ</p>

新	旧
<p>ない工期の変更が行われた場合<u>で必要と認めるときは</u>、当該工期の変更についての保証事業会社への通知を請負者に行わせることができる。</p> <p>(部分払)</p> <p>第40条 請負者は、財務規則第69条の規定により、部分払を受けようとする場合は、契約担当者に対し、あらかじめ、<u>当該部分払を受けようとする工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工事等にある工場製品の検査の請求をしなければならない。</u></p> <p>2 契約担当者は、前項の請求があったときは、遅滞なく工事の出来形部分<u>並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品</u>（監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。第4項において同じ。）の検査を行い、その検査の結果を請負者に通知するものとする。</p> <p>3 請負者は、前項の通知があったときは、<u>財務規則第58条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した請求書により部分払を請求することができる。</u></p> <p>(1) <u>請求金額</u></p> <p>(2) <u>請求年月日</u></p> <p>(3) <u>工事名</u></p> <p>(4) <u>請負代金額</u></p> <p>(5) <u>第38条の規定による前金払（中間前金払を含む。）を受けている場合にあ</u></p>	<p>ない工期の変更が行われた場合 _____、当該工期の変更についての保証事業会社への通知を請負者に行わせることができる。</p> <p>(部分払)</p> <p>第40条 請負者は、財務規則第69条の規定により、部分払を受けようとする場合は、契約担当者に対し、あらかじめ<u>出来形検査請求書（様式第21号）</u>により _____ 検査の請求をしなければならない。</p> <p>2 契約担当者は、前項の請求があったときは、遅滞なく工事の出来形部分 _____ 及び製造工場等にある工場製品（監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。第4項において同じ。）の検査を行い、その検査の結果を請負者に通知するものとする。</p> <p>3 請負者は、前項の通知があったときは、<u>部分払金請求書（様式第22号）</u> _____ により部分払を請求することができる。</p>

新	旧
<p><u>っては、当該前金払を受けた額</u></p> <p>(6) <u>既に部分払を受けている場合にあっては、当該部分払を受けた額（部分払を複数回受けている場合にあっては、当該部分払ごとの額）</u></p> <p>(7) <u>当該請求に係る工事出来高の率</u></p> <p>(8) <u>現金で支払を受けようとする場合はその支払店舗名</u></p> <p>(9) <u>その他必要な事項</u></p> <p>4 部分払金の額は、請負代金相当額の10分の9以内の額とし、次の式により算定する。この場合において、請負代金相当額は、<u>工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する金額をいい、当事者が協議して定める。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第41条・第42条 (略)</p> <p><u>(契約不適合責任)</u></p> <p>第43条 <u>契約担当者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して請負契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、請負者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、契約担当者は、履行の追完を請求することができない。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、請負者は、契約担当者に不相当な負担を課するものでな</u></p>	<p>旧</p> <p>4 部分払金の額は、請負代金相当額の10分の9以内の額とし、次の式により算定する。この場合において、請負代金相当額は、<u>工事の出来形部分</u> _____ <u>及び製造工場等にある工場製品に相応する金額をいい、当事者が協議して定める。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第41条・第42条 (略)</p> <p><u>(かし担保)</u></p> <p>第43条 <u>工事目的物にかしがあるときは、契約担当者は、請負者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、契約担当者は修補を請求することができない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第36条第5項又は第6項（第41条においてこれらの規定を準用する場</u></p>

新	旧
<p><u>いときは、契約担当者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</u></p> <p><u>3 第1項の場合において、契約担当者が相</u> <u>当の期間を定めて履行の追完の催告を</u> <u>し、その期間内に履行の追完がないとき</u> <u>は、契約担当者は、その不適合の程度に</u> <u>応じて代金の減額を請求することができる。</u> <u>ただし、次の各号のいずれかに該当</u> <u>する場合は、催告をすることなく、直ち</u> <u>に代金の減額を請求することができる。</u></p> <p><u>(1) 履行の追完が不能であるとき。</u></p> <p><u>(2) 請負者が履行の追完を拒絶する意</u> <u>思を明確に表示したとき。</u></p> <p><u>(3) 工事目的物の性質又は当事者の意</u> <u>思表示により、特定の日時又は一定の</u> <u>期間内に履行しなければ請負契約をし</u> <u>た目的を達することができない場合に</u> <u>おいて、請負者が履行の追完をしない</u> <u>でその時期を経過したとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約担</u> <u>当者がこの項の規定による催告をして</u> <u>も履行の追完を受ける見込みがないこ</u> <u>とが明らかであるとき。</u></p> <p><u>4 契約担当者は、引き渡された工事目的</u> <u>物に関し、第36条第5項又は第6項（第41</u> <u>条においてこれらの規定を準用する場合</u> <u>を含む。）の規定による引渡し（以下こ</u> <u>の条において単に「引渡し」という。）</u> <u>を受けた日から2年以内でなければ、契約</u> <u>不適合を理由とした履行の追完の請求、</u> <u>損害賠償の請求、代金の減額の請求又は</u> <u>請負契約の解除（以下この条において「請</u></p>	<p><u>合を含む。）の規定による引渡しを受け</u> <u>た日からコンクリート造り等の建物、土</u> <u>木工作物等の建設工事の場合には2年（木</u> <u>造の建物等の建設工事及び設備工事等</u> <u>の場合には1年）以内に、これを行わなけれ</u> <u>ばならない。ただし、そのかしが請負者</u> <u>の故意又は重大な過失により生じた場合</u> <u>には、当該請求をすることのできる期間</u> <u>は、10年とする。</u></p> <p><u>3 契約担当者は、工事目的物の引渡しの</u> <u>際にかしがあることを知ったときは、第1</u> <u>項の規定にかかわらず、遅滞なく書面を</u> <u>もってその旨を請負者に通知しなければ、</u> <u>当該かしの修補又は損害賠償の請求</u> <u>をすることはできない。ただし、請負者</u> <u>がそのかしがあることを知っていたとき</u> <u>は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 工事目的物がかしにより滅失又はき損</u> <u>したときは、契約担当者は、第2項に定め</u> <u>る期間内で、かつ、その滅失又はき損し</u> <u>た日から6月以内に第1項の権利を行使し</u> <u>なければならない。</u></p> <p><u>5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支</u> <u>給材料（契約担当者から請負者に支給す</u> <u>る工事材料をいう。以下同じ。）の性質</u> <u>又は契約担当者若しくは監督員の指図に</u> <u>より生じたものであるときは、これを適</u> <u>用しない。ただし、請負者が支給材料又</u> <u>は監督員の指図が不相当であることを知</u> <u>りながらこれを通知しなかったときは、</u> <u>この限りでない。</u></p>

新	旧
<p>求等」という。)をすることができない。</p> <p>5. <u>前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、契約担当者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、請負者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。</u></p> <p>6. <u>前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、請負者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。</u></p> <p>7. <u>契約担当者が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を請負者に通知した場合において、契約担当者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。</u></p> <p>8. <u>契約担当者は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。</u></p> <p>9. <u>第4項から前項までの規定は、契約不適合が請負者の故意又は重過失により生じ</u></p>	

新	旧
<p><u>たものであるときには適用せず、契約不適合に関する請負者の責任については、民法の定めるところによる。</u></p> <p><u>10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。</u></p> <p><u>11 契約担当者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに請負者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、請負者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>12 請負契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、第4項から前項までの規定は適用しない。</u></p> <p><u>13 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料（契約担当者から請負者に支給する工事材料をいう。以下同じ。）の性質又は契約担当者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、契約担当者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、請負者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかつ</u></p>	

新	旧
<p><u>たときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(契約担当者の催告による解除権)</u></p> <p><u>第44条 契約担当者は、財務規則第172条第1項の規定にかかわらず、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が当該請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第13条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。</u></p> <p><u>(2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</u></p> <p><u>(3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。</u></p> <p><u>(4) 第20条に定める者を設置しなかったとき。</u></p> <p><u>(5) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げる場合のほか、当該請負契約に違反したとき。</u></p> <p><u>(契約担当者の催告によらない解除権)</u></p> <p><u>第45条 財務規則第172条第1項の規定にかかわらず、契約担当者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちに請負契約を解除することができる。</u></p> <p><u>(1) 第13条第1項の規定に違反して請負</u></p>	<p><u>第44条 削除</u></p> <p><u>(契約担当者の解除権)</u></p> <p><u>第45条 契約担当者は、財務規則第172条第1項の規定により契約を解除したときは、工事の出来形部分を検査の上当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを</u></p>

新	旧
<p><u>代金債権を譲渡したとき。</u></p> <p>(2) <u>第13条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。</u></p> <p>(3) <u>当該請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。</u></p> <p>(4) <u>引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、当該請負契約の目的を達成することができないものであるとき。</u></p> <p>(5) <u>請負者が当該請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u></p> <p>(6) <u>請負者の債務の一部の履行が不能である場合又は請負者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは当該請負契約をした目的を達することができないとき。</u></p> <p>(7) <u>当該請負契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ当該請負契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行をしないでその時期を経過したとき。</u></p> <p>(8) <u>前各号に掲げる場合のほか、請負者が当該請負契約に係る債務の履行をせず、契約担当者が前条の催告をしても当該請負契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</u></p>	<p><u>受けた出来形部分に相応する請負代金を請負者に支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>第36条第4項の規定は、前項の検査について準用する。</u></p> <p>3 <u>第1項の場合において第38条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第40条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、請負者は、受領済の前払金額になお余剰があるときはその余剰額に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付して契約担当者に返還しなければならない。</u></p>

新	旧
<p>(9) <u>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。</u></p> <p>(10) <u>第47条又は第47条の2の規定によらないで当該請負契約の解除を申し出たとき。</u></p> <p>(11) <u>請負者（請負者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p>ア <u>役員等（請負者が個人である場合にはその者を、請負者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。</u></p> <p>イ <u>暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p>ウ <u>役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。</u></p>	

新	旧
<p><u>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している</u>と認められるとき。</p> <p><u>カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</u></p> <p><u>キ 請負者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、契約担当者が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。</u></p> <p><u>(12) 請負者が当該請負契約に関して、次のアからウまでのいずれかに該当したとき。</u></p> <p><u>ア 公正取引委員会が、請負者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令(以下この号において「排除措置命令等」という。)を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。</u></p> <p><u>イ 公正取引委員会が、請負者に違反</u></p>	

新	旧
<p><u>行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。</u></p> <p><u>ウ 請負者（請負者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。</u></p> <p><u>（契約担当者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）</u></p> <p><u>第45条の2 第44条各号又は前条各号に定める場合が契約担当者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、契約担当者は、前2条の規定による請負契約の解除をすることができない。</u></p> <p><u>（契約担当者の任意解除権）</u></p> <p><u>第46条 契約担当者は、財務規則第172条第1項の規定にかかわらず、工事が完成するまでの間は、第44条及び第45条の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>2 第1項の規定により請負契約を解除した場合において、請負者が損害を受けたときは、契約担当者は、その損害を賠償</u></p>	<p><u>第46条 契約担当者は、工事が完成しない間は、前条第1項に規定する場合のほか</u></p> <hr/> <p><u>、必要があるときは、契約を</u></p> <hr/> <p><u>解除することができる。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用するものとする。ただし、前条第3項のうち利息に関する部分は準用しない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により契約を</u> <u>解除</u> <u>した場合において、請負者が損害を受けたときは、契約担当者は、その損害を賠償</u></p>

新	旧
<p>するものとし、その損害額は、請負者と協議して定める額とする。</p> <p><u>(公共工事履行保証証券による保証の請求)</u></p> <p><u>第46条の2 財務規則第164条第2号に規定する工事履行保証契約のうち請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券(以下この項及び第4項において「公共工事履行保証証券」という。)による保証が付された場合において、請負者が第44条各号又は第45条各号のいずれかに該当するときは、契約担当者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。</u></p> <p><u>2 請負者は、前項の規定により保証人が選定し契約担当者が適当と認めた建設業者(以下この条において「代替履行业者」という。)から契約担当者に対して、請負契約に基づく次の各号に定める請負者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行业者に対して当該権利及び義務を承継させる。</u></p> <p><u>(1) 請負代金債権(前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として請負者に既に支払われたものを除く。)</u></p> <p><u>(2) 工事完成債務</u></p> <p><u>(3) 契約不適合を保証する債務(請負者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)</u></p> <p><u>(4) 解除権</u></p>	<p>するものとし、その損害額は、請負者と協議して定める額とする。</p>

新	旧
<p>(5) <u>その他当該請負契約に係る一切の権利及び義務（第31条の規定により請負者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）</u></p> <p>3 <u>契約担当者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する請負者の権利及び義務を承継することを承諾する。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定による契約担当者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、請負契約に基づいて契約担当者に対して請負者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。</u></p> <p><u>（請負者の催告による解除権）</u></p> <p>第47条 <u>請負者は、契約担当者が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、当該請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が当該請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u></p>	<p><u>（請負者の解除権）</u></p> <p>第47条 <u>請負者は、次の各号のいずれかに該当する事由のあるときは、契約を解除することができる。</u></p> <p>(1) <u>財務規則第171条第1項の規定により工事を変更しようとする場合、請負代金額が3分の2以上に減少するとき。</u></p> <p>(2) <u>財務規則第171条第1項の規定による工事の施工の中止期間が、工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過してもなおその中止が解除されないとき。</u></p> <p>(3) <u>契約担当者が契約に違反し、その違</u></p>

新	旧
<p><u>(請負者の催告によらない解除権)</u></p> <p><u>第47条の2 請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。</u></p> <p><u>(1) 第25条第4項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</u></p> <p><u>(2) 財務規則第171条第1項の規定による工事の施工の中止期間が、工期の10分5（工期の10分の5が6月を超えるときは6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過してもなおその中止が解除されないとき。</u></p> <p><u>(請負者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</u></p> <p><u>第47条の3 第47条又は前条各号に定める場合が請負者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、請負者は、前2条の規定による請負契約の解除をすることができない。</u></p> <p><u>(解除に伴う措置)</u></p> <p><u>第48条 契約担当者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合においては、出</u></p>	<p><u>反により工事を完成することが不可能となったとき。</u></p> <p><u>2 前項の規定により契約を解除した場合は、第45条第2項、第3項及び前条第3項の規定を準用する。ただし、第45条第3項の規定のうち利息に関する部分は準用しない。</u></p> <p><u>(解除に伴う措置)</u></p> <p><u>第48条 第45条から前条までの規定により契約が解除された場合においては、請負</u></p>

新	旧
<p><u>来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を請負者に支払わなければならない。</u></p> <p><u>2 第36条第4項の規定は、前項の検査について準用する。</u></p> <p><u>3 第1項の場合において、第38条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第40条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額）を同項の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額及び中間前払金の額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第44条若しくは第45条の規定により契約担当者が行ったものであるとき又は第12条第2項各号に掲げる者が行ったものであるときにあつてはその余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第47条又は第47条の2の規定によるときにあつてはその余剰額を契約担当者に返還しなければならない。</u></p> <p><u>4 請負者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品（契約担当者から請負者へ貸与する建設機械器具をいう。以下同じ。）があるときは、</u></p>	<p><u>者は、次項以下に定める措置をとらなければならない。</u></p> <p><u>2 第52条の規定による貸与品があるときは、これを契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失又はき損したときは代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>3 第52条の規定による支給材料があるときは、工事の出来形として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は工事の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>4 工事用地等に請負者の所有に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有に属するこれらの物件及び貸与品又は支給材料のうち前2項の規定により契約担当者に返還しないものを含む。）があるときは、これを搬出するとともに工事用地等を原状に復して、契約担当者に明け渡さなければならない。</u></p> <p><u>5 前項の場合において、請負者が正当な理由がないのに、一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等を原状に復さないときは、契約担当者は、請負者に代</u></p>

新	旧
<p><u>これを契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>5 <u>請負者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は工事の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>6 <u>請負者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に請負者の所有又は管理に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理に属するこれらの物件及び貸与品又は支給材料のうち前2項の規定により契約担当者に返還しないものを含む。）があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、契約担当者に明け渡さなければならない。</u></p> <p>7 <u>前項の場合において、請負者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、契約担当者</u></p>	<p><u>わって当該物件を処分し、又は工事用地等を原状に復することができる。この場合において、請負者は、契約担当者の処分等について異議を申し出ることができないとともに、契約担当者の処分等に要した費用を負担しなければならない。</u></p> <p>6 <u>第2項から第4項までに規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第45条の規定による契約担当者の解除権の行使であるときは契約担当者が定め、第46条の規定による契約担当者の解除権の行使であるとき、又は第47条の規定による請負者の解除権の行使であるときは当事者が協議して定める。</u></p>

新	旧
<p>は、<u>請負者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、請負者は、契約担当者の処分又は修復若しくは取片付けについて異義を申し出ることができないとともに、契約担当者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。</u></p> <p>8 <u>第4項前段及び第5項前段に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、請負契約の解除が第44条若しくは第45条の規定による契約担当者の解除権の行使であるとき又は第12条第2項各号に掲げる者による解除権の行使であるときは契約担当者が定め、第46条の規定による契約担当者の解除権の行使であるとき又は第47条若しくは第47条の2の規定による請負者の解除権の行使であるときは当事者が協議して定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、当事者が協議して定めるものとする。</u></p> <p>9 <u>工事の完成後に請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については当事者が民法の規定に従って協議して決める。</u></p> <p>第49条 (略)</p> <p>(契約に関する紛争の解決)</p> <p>第50条 契約担当者及び請負者は、<u>請負契約</u>に関して当事者間に紛争を生じた場合には、山梨県建設工事紛争審査会（以下</p>	<p>旧</p> <p>第49条 (略)</p> <p>(契約に関する紛争の解決)</p> <p>第50条 契約担当者及び請負者は、<u>契約に</u> に関して当事者間に紛争を生じた場合には、山梨県建設工事紛争審査会（以下</p>

新	旧
<p>「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図らなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>(支給材料及び貸与品)</p> <p>第52条 支給材料及び<u>貸与品</u></p> <hr/> <p>_____の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、<u>次の各号に掲げる事項を記載した書面</u></p> <hr/> <p>_____を提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>支給材料又は貸与品の品名、数量、品質及び規格若しくは性能</u></p> <p>(2) <u>引渡しを受けた場所</u></p> <p>(3) <u>引渡しを受けた年月日</u></p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に<u>種類、品質又は数量に関し請負契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)</u>等があり使用に適当でないと認めるときは、直ちに書面によりその旨を契約担当者に通知しなければならない。</p> <p>9・10 (略)</p> <p>11 請負者は、自己の故意又は過失により</p>	<p>「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図らなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>(支給材料及び貸与品)</p> <p>第52条 支給材料及び<u>契約担当者から請負者へ貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)</u>の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、<u>支給材料受領書(様式第23号)又は貸与品借用書(様式第24号)</u>を提出しなければならない。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に<u>第2項の規定による検査により発見することが困難であったか</u>くれたかし</p> <hr/> <p>_____があり使用に適当でないと認めるときは、直ちに書面によりその旨を契約担当者に通知しなければならない。</p> <p>9・10 (略)</p> <p>11 請負者は、自己の故意又は過失により</p>

新	旧
<p>支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは<u>毀損</u>し、又はその返還が不可能となったときは、契約担当者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>12 (略)</p> <p>第53条 (略)</p>	<p>支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは<u>き損</u>し、又はその返還が不可能となったときは、契約担当者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>12 (略)</p> <p>第53条 (略)</p>